

全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会 実施規定

第1章 総則

- 第1条 この大会は「全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会」という。
- 第2条 全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会（以下、県大会）は、岩手県吹奏楽連盟（以下、県吹連）に加盟する団体が参加して、毎年実施する。
- 第3条 実施会場・日時などの必要事項は、県吹連評議員会（以下、評議員会）の協議により決定する。

第2章 参加資格

- 第4条 参加資格は、県吹連に登録された小学校で、構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。また、複数の小学校による合同バンドを認める。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。
- 第5条 参加団体の資格に疑義あるときは出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第3章 演奏・演技

- 第6条 参加人員は自由とする。
- 第7条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。
- 第8条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第9条 演奏時間が超過した場合は審査の対象としない。
- 第10条 演奏曲は自由とする。
- 第11条 演奏形態は自由とする。
- 第12条 服装等は自由とする。
- 第13条 出演順序は実行委員会において決定する。

第4章 表彰および代表

- 第14条 審査員は評議員会で選出し、会長がこれを委嘱する。審査員の数は原則として5名とする。
- 2 審査方法は評議員会の定める審査内規による。
- 第15条 表彰は金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。また、代表に選出された団体に副賞としてトロフィーを贈る。
- 第16条 参加団体の中から、別に開催される全日本マーチングコンテスト岩手県大会とあわせて7団体を全日本小学校バンドフェスティバル東北大会（以下、東北大会）に推薦する。ただし、東北大会への代表数は最大4団体までとする。
- 第17条 県大会出場に要する費用は参加団体の負担とする。

第5章 その他

- 第18条 県大会実施にあたって評議員会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体を持つことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第19条 県大会実行委員会は県吹連会長の委嘱により組織される。
- 第20条 その他開催上の細目については実行委員会が定める。
- 第21条 この規定は評議員会の議により改定することができる。

第6章 付則

本規定は、平成14年5月11日より施行する。
本規定は、平成16年5月8日より施行する。
本規定は、平成19年4月12日より施行する。
本規定は、平成29年5月3日より施行する。

※2012年度大会より「メイジャーバトンの放り投げ」と「カラーガードのフラッグ放り投げ」が、危険防止の観点から「禁止」です。

全日本小学校バンドフェスティバル岩手県大会 審査内規

- 第1条 この審査内規は、小学校バンドフェスティバル岩手県大会実施規定第14条に基づき、審査方法と賞の決定、代表の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員は、A（金）、B（銀）、C（銅）の3段階で評価する。
- 2 審査員は審査説明会で示したA、B、Cの数を厳守し、審査を行う。A、B、Cの数は、その年度の評議員会で定める。
- 3 審査員はA評価のうち代表数+1の団体を代表候補団体として選出し、その団体のA評価をⒶと標示する。ただし、代表候補団体の数は2項のA評価の数を越えないものとする。
- 第3条 審査員の過半数がA評価の場合は金賞、過半数がC評価の場合は銅賞、それ以外を銀賞とする。
- 2 不測の事態により審査員が偶数になった場合、審査員の半数以上がA評価の場合は金賞、半数以上がC評価の場合は銅賞、それ以外の場合は銀賞とする。ただし、A評価とB評価、A評価とC評価、B評価とC評価のそれぞれが半数となった場合は銀賞とする。
- 第4条 Ⓐが過半数の団体のうち、その数が多い団体から選出し、同数の場合はA評価の数が多い団体から選出する。
- 2 1項で代表数を満たさない場合、Ⓐが次に多い団体のうちA評価の数が多い団体から選出する。ただし、A評価の数は過半数とする。
- 3 2項で代表数を満たさない場合、A評価の多い団体から選出する。
- 4 1項、2項または3項において、代表選出が困難な場合は審査員の投票により選出する。
- 5 不測の事態により審査員が偶数になった場合も、1項から4項に基づいて選出する。
- 第5条 第3条、第4条に基づいて、大会会長が賞と代表を承認、決定する
- 第6条 審査結果の処理は、大会会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。
- 第7条 審査一覧表は、参加団体に配布する。
- 第8条 この審査内規は、評議員会の議決により、改定することができる

附則

この内規は、平成30年 2月 4日より実施する。